

兵庫県医師会認定 AED インストラクター規程

(趣旨)

第 1 条 兵庫県医師会と健康スポーツ関連施設連絡協議会(以下「健スポ協」という。)は、AED (自動体外式除細動器)の普及啓発と安全管理体制の整備を推進するために、正しい知識と技術を会得した指導員の育成を目的として、兵庫県医師会認定 AED インストラクター(以下「AED インストラクター」という。)の規程を以下のとおり定める。

(定義)

第 2 条 兵庫県医師会と健スポ協が主催する兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会において、その課程を修了し且つ評価判定の結果合格した者は、AED インストラクターに認定登録申請する資格が与えられる。

2 AED インストラクターは自ら AED の使用ができるほか、非医療従事者対象 AED 講習会の講師(指導員)となることができる。

3 非医療従事者対象 AED 講習会は、平成 16 年 8 月 16 日付で厚生労働省が通知した内容に準じて以下の二種類とする。

(1)一定頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者対象講習会

(2)救命現場に居合わせて積極的に取り組むための一般市民対象普及講習会

4 AED インストラクターは、兵庫県医師会と健スポ協が主催する兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会において、実技講習の講師となることができる。

(兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会)

第 3 条 兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会は、平成 16 年 8 月 16 日付で厚生労働省が通知した内容に準じたプログラムで、兵庫県医師会・健スポ協主催で適時開催する。

(兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会受講料)

第 4 条 兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会の受講料は別に定める。

(認定登録申請)

第 5 条 AED インストラクターの認定登録は、健スポ協会長あてに認定登録・登録更新申請書(様式 5)により申請する。認定登録申請の有効期限は講習修了日から 1 年間以内とする。

2 認定登録申請費用は別に定める。

(認定登録日)

第 6 条 認定登録日は講習修了日をもってこれにあてる。また、認定登録の有効期限を認定登録日より 3 年間とする。

(認定登録更新)

第 7 条 認定登録を更新しようとする者は有効期限の 1 ヶ月前の日から有効期限の前日までの間

に、健スポ協会長あてに認定登録・登録更新申請書(様式 5)により申請しなければならない。

- 2 更新をしようとする者は有効期限の 6 ヶ月前の日から有効期限の前日までの間に、再度兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会を受講し、修了しなければならない。
- 3 自主講習会開催要領に定める実技 10 単位を取得し、かつ有効期限の 6 ヶ月前の日から有効期限の前日までの間に講義講習を受講した者は、前項の講習のうち、実技講習と実技試験を免除する。また、更新当該年末に満 65 歳以上であり、かつ 4 回目以上の更新をする者は、上述に同じく実技講習と実技試験を免除する。
- 4 認定登録更新費用及び講義講習費用は別に定める。

(認定登録の取消)

第 8 条 兵庫県医師会並びに健スポ協の意向に反しまたは、名誉を傷つける行為をした者は、その認定登録を取り消すものとする。

(付則) この規程は平成 16 年 9 月 1 日発布の兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定要綱を改めて、平成 17 年 3 月 1 日より施行する。

(別表1)

項 目		時間(分)
講 義	オリエンテーション、心肺蘇生における倫理と法 基本的な救命救急処置の確認、AED の知識、基本的原理	120
実技講習	基本的な救命救急処置の確認 効果的な AED 使用方法、AED 使用方法の指導法	180
評価判定	筆記試験と実技試験	60
計		360

(別表2)

区分	会員受講料	一般受講料	加盟施設長の紹介受講料
AED インストラクター認定講習会	10,000 円	30,000 円	20,000 円
実技講習免除	5,000 円	15,000 円	10,000 円
実技講習再受講※	10,000 円		
筆記試験再試験	無料		
認定登録費用	3,000 円		
※実技再受講とは、実技の評価判定が不合格であった者が別日に再受講することをいう。 ここに定めのない場合は、別に会長が定める。 ポケットマスク等の購入費用は別途。			